

大規模施設等に対する協力金の見直しについて（案）

資料5-2

【考え方】

- 現在、定額（大規模施設1日20万円、テナント1日2万円）で支給することとしている協力金について、今般、緊急事態宣言が延長されることを踏まえ、事業規模に応じたものに拡充する。
 - ・ この拡充措置については、緊急事態措置を実施すべきとされた4月25日から適用する。
 - ・ 今回の営業時間の短縮要請にあたっては、下記に基づき算出した額に「短縮した時間／本来の営業時間」を乗じた額を支給する。
 - ・ また、都道府県知事がこれまでの休業要請の状況を踏まえ、営業時間の短縮要請の上乗せ措置を要請し（含む休業要請）、それに応じた事業者に協力金を支給する場合は、国はその財源の一部を支援する。

	大規模施設	テナント・出店者
支給対象	人流抑制の観点から、特措法第24条第9項に基づく休業要請を行った1000平米超の施設 例) 百貨店等大規模小売店、映画館等	左記施設の一部を賃借することにより、当該施設に 来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営 む事業所等
1日あたりの 支給金額	休業面積1,000㎡毎に20万円/日	休業面積100㎡毎に2万円/日

酒類販売事業者に対する支援について（案）

資料5-3

○ 緊急事態宣言の延長に伴う新たな支援

- 緊急事態宣言の延長に伴い、酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請は長期化。これによる影響を受ける酒類販売事業者に対する都道府県の支援を後押しする。
- 酒類の提供を停止する飲食店と取引のある酒類販売事業者に対し、国の支給する月次支援金（※）について、都道府県が、
 - ・ その上限額の上乗せを行う場合（2倍まで）や
 - ・ 売上▲50%減等の要件を緩和（売上▲30%減まで）する場合
 には、国が地方創生臨時交付金の協力要請推進枠を活用し、財政支援を行う。

※ 売上減少額を給付。上限：個人10万円/月、法人20万円/月

（参考）4月30日付・内閣府地方創生推進室から都道府県への通知

酒類等を提供する飲食店等に対する休業要請により影響を受ける酒類の販売業者等に対し、国の支援措置の上乗せ・横出しを含めた、都道府県独自の支援に積極的に取り組むことの検討を要請。（地方創生臨時交付金の事業者支援分を活用）

○ 国税庁から地方自治体への要請

- 上記について、国税庁から地方自治体に対して、積極的な取組を要請する。